

令和元年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和1年8月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和1年8月23日(金) 午後2時

出席委員 12名

1番 伊藤 正敏 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信 猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員 2番 酒井 温司 11番 林 秀雄

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第9号 農地法3条の規定による許可申請 ..... 1件

議案第10号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 3件

議案第11号 農地利用計画変更の申出 ..... 2件

(2) 報告案件

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 5件

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 7件

2 その他

会

長 こんにちは。

さて、まだまだ暑さきびしい季節が続きますが、体調管理には十分注意してください。

では、只今から、令和元年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は12名で、酒井委員と林委員より欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は13番 石川 雄二委員と14番 櫻井 重利委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第9号】

・農地法3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第10号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 3件

【議案第11号】

・農地利用計画変更の申出 …………… 2件

(2) 報告案件について

【報告第9号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出…… 5件

【報告第10号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出…… 7件

それでは、【議案第9号】 農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題といたします。

3番から事務局に説明を求めます。

事務局

議案書1ページ、番号3をご覧ください。

申請地は、土田三反地\_\_\_\_\_で登記、現況共に田で面積は\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

譲渡人を \_\_\_\_\_ 様、譲受人を \_\_\_\_\_ とする所有権移転の申請です。

相続を受けたが県外に居住しており耕作が難しいため \_\_\_\_\_ 様と 自らの耕作地の隣接地であり、まとめて耕作がしやすい \_\_\_\_\_ からの申請になります。

\_\_\_\_\_ は、あま市より農地所有適格法人であることを確認しており、その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、岩田委員ですが  
岩 田 委 員 すでに隣接地も耕作されているので問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第10号】 農地法5条の規定による許可申請3件を議題といたします。

10番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案10号、番号10をご覧ください。

申請地は、清須市春日郷ヶ島\_\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は合計\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

貸人及び借人は議案書のとおりです。従業員駐車場造成のための賃借権設定の農地転用になります。

申請者の中京陸運株式会社は、清須市春日新田内に物流センターを営業していますが、事業拡大のために当該敷地に新たな物流センターを建設する予定になっています。それに伴い現在敷地内にある従業員駐車場をトラック駐車場や車路するなど、これまでのように従業員駐車場を確保するのが出来なくなるため、今回の申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地となり、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は石川委員になりますが。

石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事 務 局 続きまして、11番、事務局に説明を求めます。

2ページ目、議案10号、番号11をご覧ください。

申請地は、寺野元町\_\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。敷地増しのための所有権移転の農地転用です。

申請者の\_\_\_\_\_は、現在清須市寺野元町\_\_\_\_\_に一人で暮らしていましたが、三年前に膝を負傷してしまい満足に歩くことができなくなりました。家族で話し合った結果、孫夫妻と一緒に暮らしていただけることになりましたが、現在の家はとても狭く、みんなで住むには安全上の不安があったため、隣地の地主に相談したところ隣地の土地を分けてもらえることになり、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地となり、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は浅井委員になりますが。

浅井委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事務局 続きまして、12番、事務局に説明を求めます。  
2ページ目、議案10号、番号12をご覧ください。  
申請地は、上条横長\_\_\_\_\_で、登記田、現況畑で面積は合計\_\_\_\_\_㎡です。  
借人及び貸人は議案書のとおりです。資材置場造成のための一時転用です。  
申請者の\_\_\_\_\_は、北名古屋市に本社を置き、建設業を主な業務とする法人です。転用の目的は、市の公共事業である下水道污水管整備に伴い、工事場所である上条二丁目に近く、周辺住民の迷惑にならない当申請地に新たに一時的に資材置場を造成するというものです。

申請地は、清須市農業振興地域整備計画で農用地区域とされていることから、農地区分は農用地区域内農地に該当します。本件は転用目的が資材置場であり、およそ1年間一時的な利用に供するものであること、採取後は水田に復元するものであることから、許可基準はア-(イ)-c 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。  
また、一般基準についても特段の問題はございません。  
以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は石塚委員になりますが。

石塚委員 周辺の農地に影響がないように注意していただければ問題ありません。工事終了後は速やかに現況復帰するよう指導をお願いします。

会長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第11号】 農地利用計画変更の申出2件を議題といたします。

2番から事務局に説明を求めます。

事務局 お手元の資料3ページ議案第11号をお願いします。

この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

今回の申出は2件ございます。

それでは整理番号2から説明いたします。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることがあげ

られます。

今回の所在地は、春日八幡地内記載の場所となります。

面積は\_\_\_㎡で、申出者の母親が暮らす土地に隣接しており、今回高齢の母親の介護を考え同居するに当たり申出者夫婦の駐車場及び物干し場が無いいため隣地の所有者に相談したところ了解を得られましたので今回の申し出となりました。

初めにお話しました5つの要件は全てクリアーしております。

該当地は農用地の周辺部でもあり、また隣地にも\_\_\_が建築されており、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は運用通知のエアー b- (b) で第3種農地となり、農地法の許可基準はエー (イ) に該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。  
（「異議なし」の声あり）  
ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

事務局 続きまして、3番、事務局に説明を求めます。  
続きまして整理番号3をご覧ください。  
所在地は、春日河原地内記載の場所となります。  
面積は\_\_\_\_㎡で、現在西枇杷島町地内に親子3人で暮らす申出者が、子供の成長及び今後の両親の介護等も考え申出者の実家周辺の市街化区域にて戸建て住宅の建設を検討。  
自己の所有する土地はなく数箇所の検討をしたが、契約に至らず両親に相談したところ父親の所有する土地を紹介されましたので今回の申し出となりました。  
申出地は5つの要件は全てクリアーしております。  
該当地は農用地の周辺部でもあり、2方を道路、用水に隣接しており、農地を分断することも無い場所です。  
農地区分は運用通知のイーアー（a）で第1種農地となりますが、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものと判断され、農地法の許可基準はイー（イ）－c－（e）に該当し「許可できる」と判断されます。  
また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。  
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。  
（「異議なし」の声あり）  
ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第9号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 13、土田三丁目\_\_\_\_で登記畑、現況休耕畑です。

岩田委員 問題ありません。

事務局 番号 14、土田三丁目\_\_\_\_で登記畑、現況休耕畑です。

岩田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 15、西田中蓮池\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号 16、西枇杷島町城並一丁目\_\_\_\_で登記田、現況休耕畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号 17、春日西\_\_\_\_ 春日宮越\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

林委員 問題ありません。

事務局 (事務局読み上げ)

農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第10号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 35、萩野\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 36、萩野\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

堀田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 37、桃栄二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

堀田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 38、鍋片二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号 39、一場神明前\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 番号 40、須ヶ口野中\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 41、西枇杷島町大黒\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 (事務局読み上げ)

農地法第5条第1項第6号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 ・9月3日の研修について

会長 それでは、次回の開催について確認します。

令和元年9月25日、水曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和元年度第5回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。